

学校等における児童等の安全の確保のための指針

防犯対策資料
防犯対策資料



愛 知 県

表記に当たっての留意事項

- 1 指針の本文については、罫線 で囲ってある。
- 2 理解の助けとするため、指針の本文にはない見出しを付してあるところがある。
- 3 指針本文の理解を深めるために付した補足的説明には < 補足 > として表記した。

参 考

「学校の安全管理に関する取組事例集」

平成15年6月 文部科学省

「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」

平成16年9月 社団法人 日本建築学会 文教施設委員会

学校施設の防犯対策に関する調査研究委員会

(文部科学省)

目 次

第1 通則

- 1 目的..... 1
- 2 基本的な考え方..... 1

第2 具体的方策等

- 1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等..... 1
- 2 施設・設備の点検整備等..... 3
- 3 安全対策を推進するための体制の整備..... 4
- 4 児童等に対する安全教育の充実..... 5
- 5 保護者、地域住民及び自治会、青少年教育団体等の関係団体との連携..... 6
- 6 緊急時に備えた対策..... 7

- 参考資料..... 8

第1 通則

1 目的

この指針は、愛知県安全なまちづくり条例(平成16年愛知県条例第4号)第21条第1項の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために行う必要な方策を示すことにより、学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の基本方針

この指針は、学校等の設置者及び管理者に対し、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、法令、関係条例、文部科学省発行の危機管理マニュアル及び関係省庁からの各種通知等を踏まえ、管理体制の整備状況等、学校等の実情に応じて運用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。



第2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を防止し、児童等に対する危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 出入口の限定

学校等の出入口を限定する。

< 補足 >

複数の門がある場合、登下校時以外は出入口を限定し、人の出入りを管理しやすい状態にしておくことが有効である。

(2) 施錠等の措置

出入口の門扉に施錠等の措置を講ずる。

< 補足 >

不審者の侵入を抑止するとともに、来訪者を迎え入れるためには、門を施錠するなど適切な管理を行うとともに、門の周辺に受付への案内やインターホンの設置等を併せて計画することが望ましい。



通常使用しない門の施錠状況

(3) 立札等の設置

不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等を設置する。

<補足>

許可なく校内に立ち入らない旨の表示を校門等に掲げることが重要である。



侵入を禁止する看板の設置例

(4) 受付等の明示

来校者用の入口及び受付を明示する。

<補足>

外部からの来訪者が建物内の受付場所に容易に行くことができるよう、誘導のための案内図等を必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。

(5) 来校者に対する要請

来校者に対して名簿への記入及び来校証の使用を要請する。

<補足>

外部からの来訪者に対しては、住所・氏名・来訪目的等を記帳してもらった上で名札等を着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札等の的確な管理にも留意することが望ましい。

また、学校には、児童生徒・教職員を始め、保護者や地域住民、教育委員会関係者、給食搬入業者等、様々な来訪者が常時出入りしており、何時、だれが、何の目的で出入りしているのかを把握し、目的に応じた適切な出入管理を行うことが重要である。



来校証の使用例

(6) 声掛けの励行

来校者への声掛けを励行する。

(7) 使用教室の配置

必要に応じて使用教室の配置を検討する。

<補足>

職員室、事務室等については、アプローチ部分や屋外運動場を見通すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。

(8) 校内外の巡回

必要に応じて教職員等が学校の敷地内及び外周を巡回する。

2 施設・設備の点検整備等

不審者の侵入を防止するとともに、侵入した不審者による児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

<補足>

防犯対策に係る施設・設備の点検・評価については、定期的に、また、必要に応じて臨時()にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

学校施設の侵入事件等は、模倣犯の犯行を引き起こす可能性があるため、こうした事件が発生した場合は警戒を強めるとともに、臨時に防犯対策に係る施設・設備の点検・評価を行うことが重要である。

(1) 校門等の点検整備

校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等の点検整備を行う。

<補足>

扉の開閉状況や施錠の点検、センサーの検知や防犯カメラの映像等の点検については、日常的に行われるよう、点検担当者を設定する等、安全管理に関する運営体制を整えることが必要である。



(2) 障害物の移動等

死角の原因となる障害物を移動し、又は除去する。

<補足>

校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物・屋外施設・門等を配置し、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらぬよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要となる。



植込みの剪定を行い、周囲からの見通しを確保した状況



校内の見通しが確保された状況

(3) 防犯設備の点検整備

警報ベル、ブザー等の警報装置、防犯監視システム(*）、校内緊急通報システム等の防犯設備の点検整備を行う。

<補足>

防犯設備は、その機能を十分に発揮できるよう、その使用方法や運営体制について周知徹底を図ることが重要である。特に、通報システムについては、非常時に適切に使用できるよう、防犯訓練等を通じて具体的な使用方法や運営体制を確認し、実際に試行することが重要である。

(*）防犯監視システムの詳細については、別紙参考資料のとおり



(4) 警報用ブザーの貸与

必要に応じて警報用ブザーを教職員、児童等に貸与する。

3 安全対策を推進するための体制の整備

学校等における安全対策を推進するため、次のような体制整備を行うよう努めるものとする。

(1) 緊急時の役割分担の確認等

教職員等による安全確保の体制を整備し、緊急時の役割分担を確認する。

< 補足 >

緊急事態発生時に、校内及び関係機関に対して必要な情報が伝達され、児童生徒、教職員等が適切に対応がとれるように、危機管理マニュアル等を作成し、役割分担を明確しておくことが重要である。

(2) 体制の確立

学校等、保護者、地域ボランティアその他関係機関が一体となった体制を確立する。

< 補足 >

地域住民等の一人一人が、地域の中で児童等の安全を守るという意識を持つことができるよう、関係者間において十分な連携を図り、防犯対策について共通の理解を得られるようにすることが必要である。

また、地域の学校がお互いに連携を密にし、不審者の出没状況などの情報対策を速やかに行うことも必要である。

(3) 連絡体制の確立

緊急時の連絡体制を確立する。

< 補足 >

緊急事態発生時に、各学校から直接警察や消防等に通報できるホットラインを設けることも有効である。



子ども緊急通報装置

(4) 情報連絡網の整備

学校等、警察署、国、県、市町村その他関係機関相互間における情報連絡網を整備する。

4 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般において自ら安全を確保できるよう、犯罪の被害にあわないための知識を習得させ、様々な危険を予知・予測し、自ら安全に行動できる能力を育成するため、総合的な学習の時間、特別活動等を活用して計画的に学習できるよう努めるとともに、次のような取組の実施にも努めるものとする。

(1) 誘拐等への対処方法等の指導

誘拐、連れ去り等にあわないための対処方法等の指導を行う。

< 補足 >

子ども自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の一層の充実を図ることが必要である。



(2) 避難訓練等の実施

不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練等を実施する。



(3) 地域社会の安全についての体験と学習等

地域における危険箇所や「子ども 110 番の家」等を周知させ、児童等が主体となって地域社会の安全について体験し、学ぶ教育を実施する。



5 保護者、地域住民及び自治会、青少年教育団体等の関係団体との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、子どもの安全確保につながる次のような施策の実施に努めるものとする。

(1) 通報に対する協力依頼

保護者、ボランティア等による登下校時のパトロール、校外安全指導等や学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察、学校等への通報に対する協力依頼を行う。



(2) 情報提供

安全対策に関する情報提供を行う。



(3) 安全確保の場所の拡大

「子ども110番の家」等の子どもの安全を確保できる場所の拡大を図る。



6 緊急時に備えた対策

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備え、危機管理マニュアルを策定するものとする。また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策の実施に努めるものとする。

(1) 教職員に対する訓練等

安全対策を徹底するための教職員に対する指導、研修及び訓練を実施する。



(2) 緊急時における対応体制等の確立

不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における監視、侵入の阻止及び排除体制の確立並びに児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立を図る。

< 補足 >

緊急事態発生時の連絡体制(状況の把握、校内連絡、近隣の学校・警察・消防等関連機関への連絡、保護者への連絡などにおける対応と役割分担)を整備しておくことが重要である。

(3) 事案発生に対する事前対応

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察への通報体制、保護者への連絡の方法及び登下校の方法を事前に定めておく。

< 補足 >

緊急事態の発生やその後の処置状況等を児童等の保護者に迅速に伝達するため、個人情報取り扱いに十分注意しながら、携帯電話や電子メールの活用等も考慮に入れた緊急時の連絡先リストや情報伝達網を日ごろから整備しておくことが有効である。

(4) 警察署等への協力依頼

学校等の内外における巡回等、児童等の安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼を行う。

(5) 安全対策についての連携強化

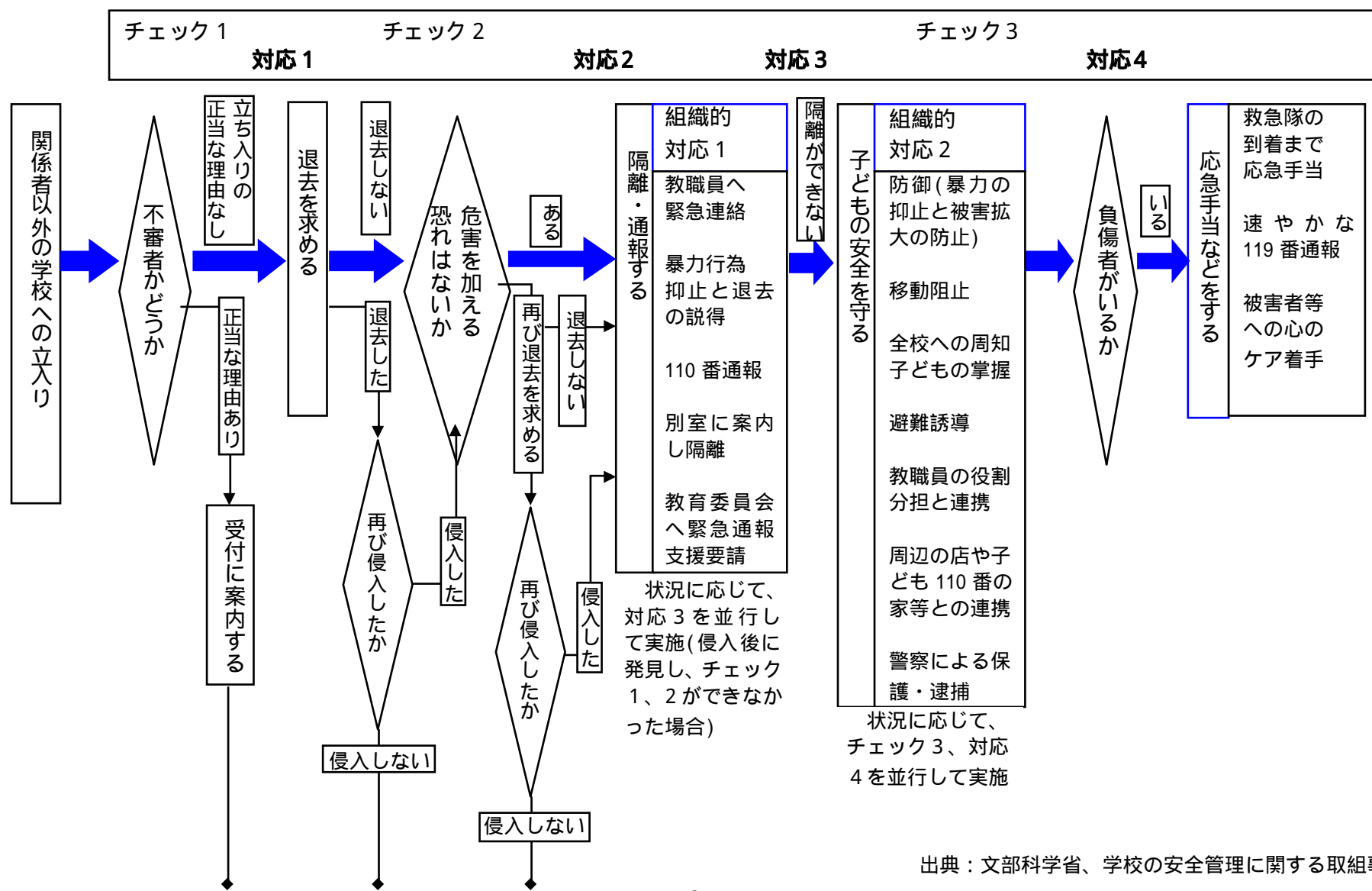
緊急時における安全対策について警察署、消防署等との連携強化を図るため、情報交換を行う。



(6) 防犯訓練等の実施

警察署及び消防署の協力を得て、教職員、保護者、地域ボランティア等による安全教室、防犯訓練、救命救急訓練等を実施する。

不審者の侵入により想定される事態の推移と対応の一例



出典：文部科学省、学校の安全管理に関する取組事例集

《防犯監視システム》

1 設置目的・場所

- (1) 防犯監視システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化することが重要である。
- (2) 防犯監視システムは、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効である。

防犯監視システムには、出入管理システムと侵入監視システムの2つの機能がある。学校施設は、周辺環境、学校種別、規模、建物配置等がそれぞれに異なるため、システムの導入にあたっては、「何のために(目的)」「どこに(設置場所)」「何を(システム)」「どのように(運用方法)」設置するのかを明らかにすることが重要である。

学校施設のタイプに応じて、次頁の警戒線の定義も参考にし、場所ごとに防犯設備の設置に係る課題を検討することが重要である。

設備の運用にあたっては、機器のスイッチが常に切られたりしていないか、動作確認を含む定期的な点検を、点検担当者を決めて実施することも重要である。

防犯監視システムや通報システム等の建築設備的な対応は、建築計画的な対応やソフト面の対策を補完するものとして位置付け、建築計画の検討段階から、導入の方法や運用の方法等について検討することが重要である。

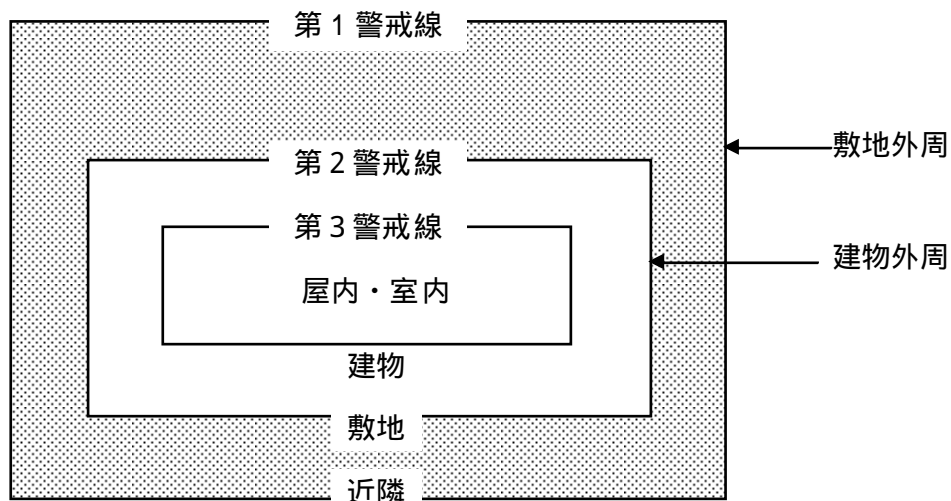
表 1-1 防犯監視システムの導入例

目的	設置場所	システム	運用方法
侵入防止と抑制	門	錠、認証装置	施錠等適切な管理
安心感の醸成	出入口付近	防犯カメラ、センサー	適切な監視
来訪者の確認	校門及び通用門	インターホン	用件の確認
状況の把握	建物付近の死角	防犯カメラ	死角のチェックと記録

表 1-2 防犯設備の設置場所の例

防犯設備	設置場所						
	門	校庭 外周	校舎 入口	教室	廊下	事務室 職員室	その他
出入管理	錠(一般的な錠、電気錠)						
	認証装置						
	インターホン						
	出入管理装置(解錠 記録等)						
侵入監視	センサー					*	校舎周囲
	防犯カメラ						エレベーター内
	記録装置						
	モニター装置						
	センサーカメラ	非常階段口、駐車場、駐輪場等					

*主に侵入盗対策として設置。



(社)日本防犯設備協会 技術標準 SES E7003-1 に基づき作成

図 1-1 警戒線概念図

表 1-3 警戒線の解説

警戒線の種類	警戒線の定義	場所	検討すべき課題
第 1 警戒線	敷地内に施設される警戒線で、その範囲は防犯上有効な塀、門などの敷地外周部と第2警戒線を除く学校敷地部を警戒範囲とする。	正門、その他の門	施錠等適切な管理やインターホンの設置等、来訪者への対応について検討する。
		塀、フェンス	侵入防止のため、防犯設備の設置等について検討する。
		校庭	教職員諸室等の「人の目」から死角となる場所における防犯カメラの設置等について検討する。
		駐車場、駐輪場	外灯、センサーカメラの設置等について検討する。
第 2 警戒線	建物外周部（外壁及び開口部など）を警戒範囲とする。	校舎の各出入口	施錠等適切な管理やインターホンの設置等、来訪者への対応について検討する。
		屋外階段	死角となる場所におけるセンサーカメラの設置等について検討する。
		校舎の窓	施錠等適切な管理やセンサーの設置等について検討する。
		渡り廊下、テラス	侵入防止のため、センサーの設置等について検討する。
第 3 警戒線	第2警戒線を周囲とした建物の内部を警戒範囲とする。	教室	緊急時等に速やかに通報できるよう、非常押しボタンの設置等について検討する。
		廊下、階段	緊急事態の発生を知らせる非常灯や警報器の設置等について検討する。
		講堂、体育館	広い場所での使用が有効であるペンダント型送信機の活用等について検討する。
		教職員諸室	受信機、インターホン、校内通報、モニターの充実等について検討する。

2 出入管理

- (1) 外部からの侵入を防ぎ、学校関係者のみが出入りできるように、建物の出入口等に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置することも有効である。
- (2) 外部からの来訪者を適確に確認するため、門や受付場所のある建物の出入口等に音声タイプやテレビタイプのインターホンを設置することも有効である。

人的対応を行うことが難しい場所や時間帯には、利便性とその特質をよく理解し、必要に応じて出入管理システムを設けることも有効である。その設置に際しては、学校施設の状況に応じて門や建物出入口など適切な場所を検討するとともに、屋外の使用に十分耐えるものとするのが重要である。

錠を設置する際には、利用実態に応じたシステムを選択するとともに、適確な施錠管理を行うことが重要である。

外部からの来訪者に対しては、インターホンを設けて相手を十分確認できるようにし、遠隔操作による施解錠を行うことも有効である。その際、車いす利用者等に配慮した計画とすることが望ましい。

出入口の扉は、外部からの侵入防止のため施錠している場合において、火災発生時の避難を妨げることがないように、自動火災報知機と連動して自動的に解錠させるシステムを導入することは有効である。錠前については、内側から手動で解錠できる機構を採用することが重要である。

必要に応じてハード面の出入管理を強化することが大切であるのと同時に、訪問者名簿への記帳、名札の着用などソフト面の出入管理も合わせて検討することが重要である。

表 2-1 出入管理機能の比較

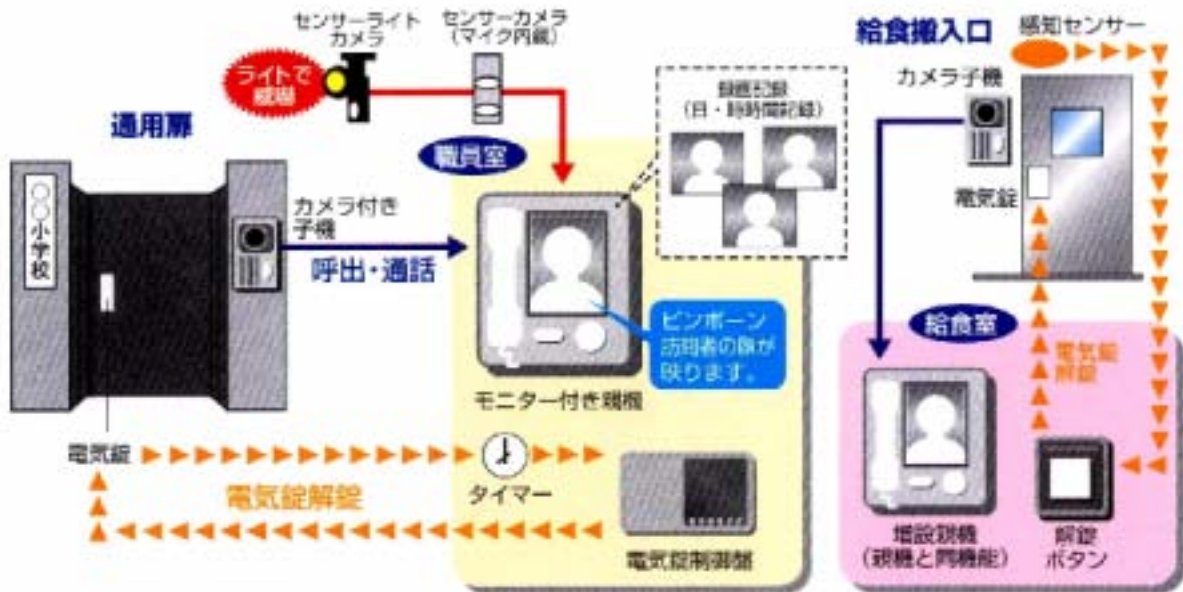
出入管理のタイプ		機能	メリット	デメリット
錠	一般的な錠	鍵やダイヤル操作等により、施解錠。	比較的安価。	遠隔操作が不可能。鍵やダイヤル番号の管理の徹底が必要。
	電気錠	電氣的信号により施解錠をコントロール。	職員室等からの遠隔操作が可能。	取付施工やメンテナンスの手間が必要。
認証装置	テンキーパッド	4～10桁の暗証番号を照合し解錠。	鍵の携帯が不要であり、比較的安価。	認証番号の管理の徹底が必要。
	非接触 IC カード	カードをかざすだけで照合し解錠。	カードを偽造され難い。	カード発行費用が若干高価。
	磁気ストライプカード	汎用性があるカードで照合させ解錠。	比較的安価。	カードデータの偽造などの恐れ。
インターホン		相手の声で確認。テレビタイプは顔も確認可能。	テレビタイプでも比較的安価。	音声タイプでは顔が見えない。

出入管理装置と電気錠のシステム



- ・ 許可された職員は、暗証番号やカード照合等の認証装置で解錠することができる。
- ・ 職員室にある解錠ボタン及びインターホンからも解錠できる。
- ・ 出入管理装置で出入りの記録を残すことができる。
- ・ 必要に応じ、パソコンで出入りの許可や報告書を作成することができる。

テレビドアホンと電気錠のシステム



- ・ 訪問者の顔を見ながら応答することができる。
- ・ 玄関子機は門扉やドアが施錠された場所に、親機は職員室や事務室に設置され、訪問者に対応することができる。
- ・ テレビドアホンに録画機能を備えた場合、訪問者を録画することができる。
- ・ センサーカメラやセンサーライト付カメラと連動させることも有効である。

図 2-1 システムの例

3 侵入監視

- (1) 目の届かない場所への外部からの人の出入りや人の存在の有無を把握するといった設置目的を明確化した上で、室内や敷地境界等にセンサーを導入することも有効である。
- (2) 防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等が必要であり、その設置目的に応じて、設置場所、監視・運用体制等を総合的に勘案することが望ましい。

侵入監視システムは、外部からの侵入を検知し、通報、モニターへの表示、あるいは録画の機能を持つもので、設置目的や学校施設の状況に応じて適切なシステムを導入することが有効である。

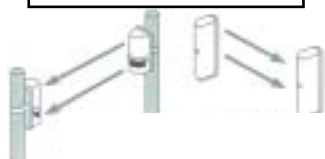
侵入監視のためには侵入者を十分認識できるように、防犯カメラの取付位置及びレンズの機能を設定することが重要である。

敷地内への侵入を検知するセンサーは、屋外仕様の機器とする必要がある。高いフェンスが設置できない箇所には、赤外線センサーが有効であり2段ビーム以上が望ましい。

表 3-1 侵入監視の機能比較

侵入監視のタイプ	機能	メリット	デメリット	
センサー	パッシブセンサー (受動赤外線センサー)	校舎入口に設け、移動する不審者を体温で検知。	約5mのエリア内の侵入者を簡便に検知。	小動物の侵入にも反応。
	赤外線センサー	屋外の外周に設け、赤外線が遮断されると検知。	200mまでの距離を検知。	物体などで遮断された場合に反応。
	トラップセンサー	柵にワイヤーを設置し振動があると検知。	フェンスなどの長い距離に対応。	風・雪・いたずらで反応。
	ガラス破壊センサー	窓ガラスに貼り付け、破壊される際の振動を検知。	大きいガラス面でも有効。	ガラスを強く叩く等、強い衝撃に反応。
	マグネットスイッチ	窓枠に取り付けて窓やドアの開閉を検知。	取付配線も簡単に安価に設置。	窓の隙間が多いと風などで反応。
防犯カメラ	固定カメラ(屋外)	建物の死角を監視。	逆光から薄暮まで対応可能。	監視されていると判る。
	ドームカメラ	主に校舎入口に設け目立たずに監視。	意識されないで全方位を監視。	レンズ交換に手間がかかる。
	センサーライト付カメラ	人が近づくとセンサーで照明を点灯させ監視。	一体型のためコンパクトで簡便に設置。	画素数が少ないため多少不鮮明。

赤外線センサー



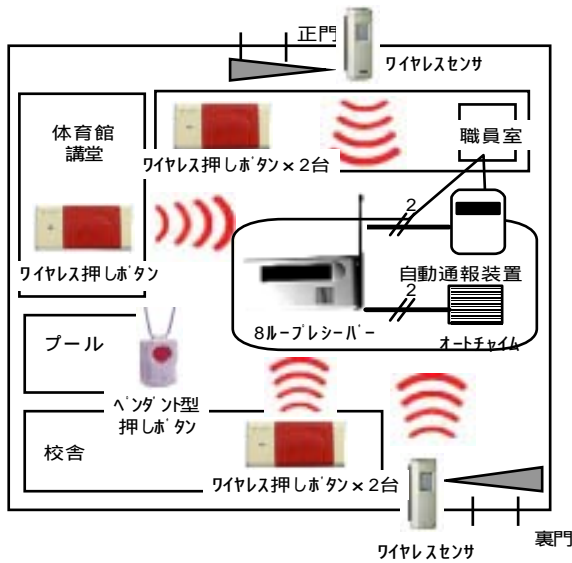
・投光器と受光器から構成され、赤外線を遮断すると検知する。塀を乗り越える人の検知や、扉

センサーライト付カメラ



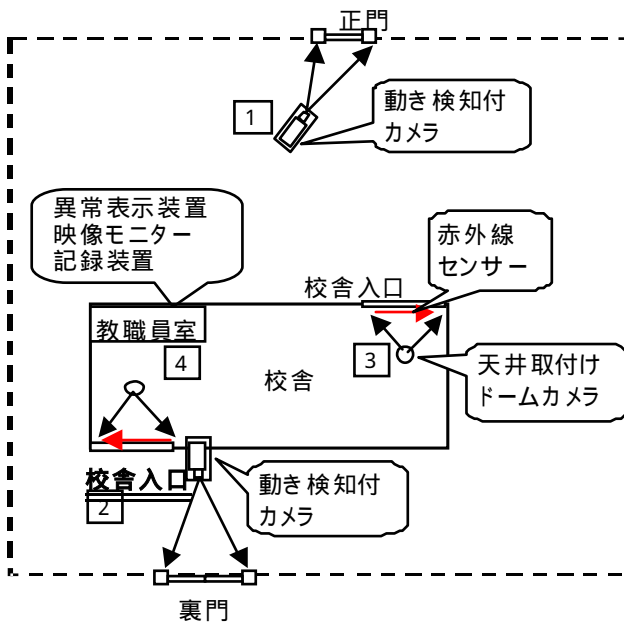
・防犯カメラにセンサーを内蔵したもので、人体等から発せられる熱線(遠赤外線)に反応した時だけ監視でき便利である。
・屋外用、屋内用、またライト付など幾

図 3-1 センサーとカメラの例



- ・ 正門と裏門に設置されたワイヤレス（無線式）センサーが侵入者を検知して、職員室に自動通報する。
- ・ 教室からはワイヤレス押しボタン、校庭やプールからはペンダント型押しボタンによって職員室へ緊急通報することができる。
- ・ 職員室では、受信器（レシーバー）がチャイムを鳴らして知らせる。

図 3-2 無線式のセンサー及び通報装置のシステムの例



- ・ 正面のカメラ ① 及び裏門のカメラ ② は、動き検知付カメラを使うと検知エリアへの侵入者を知らせることができる。
- ・ また他のセンサーを併用し、侵入を検知した時に通報し、記録する。
- ・ 門から学校の外に向けてカメラを設置する場合、隣接住宅等のプライバシーに気を付け、画面の一部を消すマスキング機能付（次ページ参照）を設けることが望ましい。
- ・ 校舎入口にはドームカメラ ③ ④ 等を天井付近に取付け、赤外線センサーと連動させ、通過する人を撮影し、記録する。

図 -3-3 人の検知と防犯カメラの例

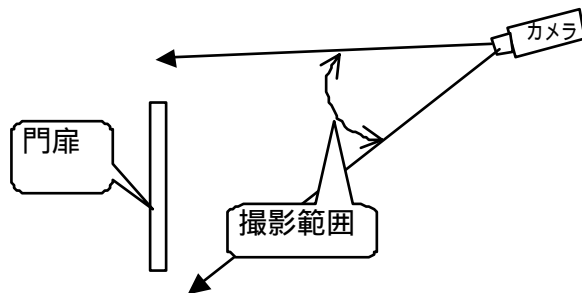


図 3-4 防犯カメラ撮影の側面図

4 監視体制への配慮

防犯監視システムの導入に際しては、モニター等による監視体制を併せて考慮することが望ましい。

必要に応じて、プライバシー保護の観点から、画面に写った近隣の家などの一部を見えなくする（マスキング）などの措置を講じることが望ましい。

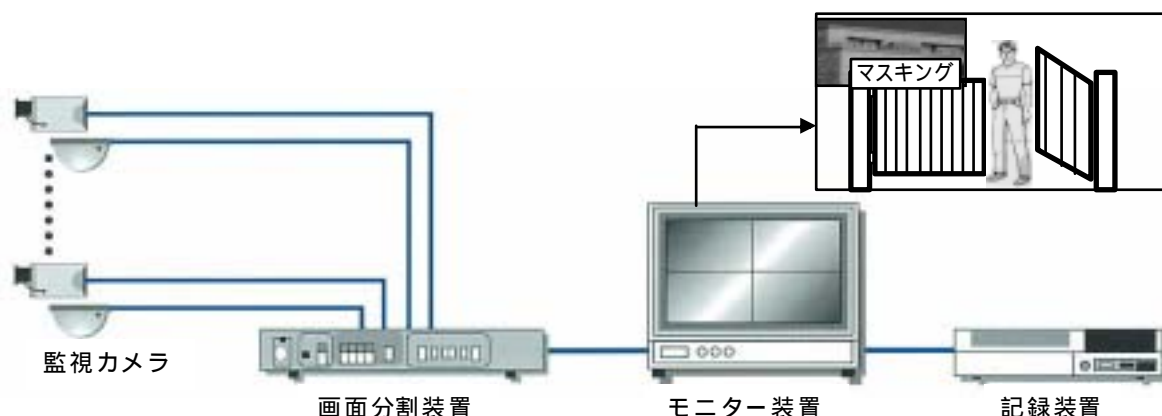
モニター装置としては、多画面分割（マルチ）装置が普及しており、4～16台のカメラを一台のモニターで監視できるものが有効である。また、大勢で離れて見易い大画面モニターを設置することも有効である。

出入口に取付けたセンサーが来訪者を検知した場合、防犯カメラが該当場所を撮影し、同時にチャイム音で注意を喚起するという組み合わせによるシステムの導入も有効である。

防犯カメラの設置に際しては、プライバシー保護の観点から、設置場所・記録方法・管理責任者等について、留意することが重要である。

表 4-1 記録装置の機能比較

監視装置のタイプ		機能	メリット	デメリット
記録装置	タイムラプスビデオ	VHSテープにより長時間録画が可能。	最長720時間（1ヶ月分）の記録が可能。	低速のために画質が劣化。
	デジタルレコーダ	ハードディスクやDVDにより、さらに長時間録画が可能。	デジタルのため侵入直前数秒前の記録が可能で、画像の劣化がない。	若干高価。



・監視ポイントが複数箇所あり、複数台のカメラやセンサーが必要な場合には、多画面分割装置を介してモニターに接続する。モニターには複数台のカメラの映像が

図 4-1 システムの例

5 夜間・休日の機械警備

警備会社と連携した防犯監視システムを導入し、夜間や休日における建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応することで防犯対策をより確実なものとすることも有効である。

侵入盗対策としての機械警備については別途検討が必要であり、不審者侵入対策との整合性に留意することが重要である。

一般に、警備会社との契約は、夜間や休日などの無人時間帯に限って『警備セット』開始から解除までが対象となり、対象時間外には、警備会社の機械が機能しなくなることに留意することが重要である。

夜間、休日に限らず校舎の窓ガラス破損を検知するためには、窓ガラスにガラス破壊センサーを備えることが有効である。

夜間・休日の出入は届出を明確にし、利用時間と出入口及び使用施設を適確に管理できるようにすることが重要である。

機械警備には限界があり、必要に応じてガードマンの契約やボランティアの対応を計ることも有効である。